

2021年9月17日

所属団体
登録会員 各位

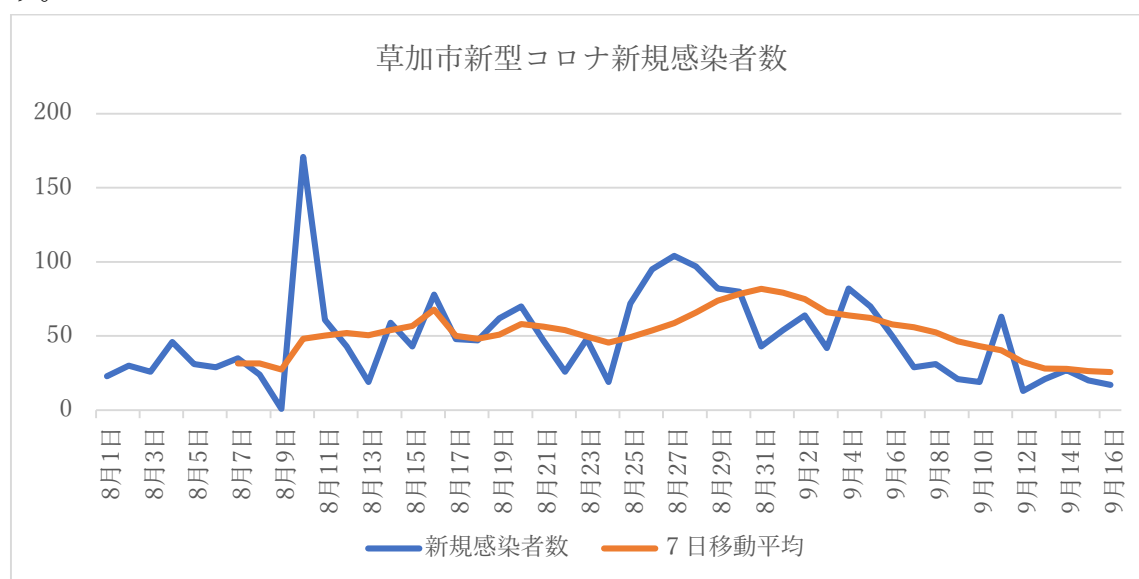
草加市テニス協会
会長 宇田川 剛
理事長 酒井 祐輔

新型コロナ感染下での大会棄権者の参加費の取扱いについて

平素は協会運営にご協力頂き、誠にありがとうございます。
遅くなりましたが、新型コロナ感染下での大会参加費の取扱いについてお知らせ致します。

○現下の大会開催状況

さて、昨年から日常生活に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルスですが、ワクチン接種が進むものの感染力を増しての変異とまだまだ、楽観が出来ない状況です。
9月5日に開催予定でありました初級・ベテラン大会も緊急事態宣言下であること、足元の感染者数が拡大傾向にあることにより予備日への延期を余儀なくされました。しかし、足元の草加市における新規感染者数が減少傾向にあることから同宣言は解除されていませんが、16日にはレディース大会を予定通り開催、19日には初級・ベテラン大会を開催する予定です。



○棄権した場合の参加費の取扱い

通常、大会は当協会に申込んだ時点で成立し、その後の取消しは一切認めておりません。また、棄権されても参加費の返金も行っておりません。しかし、感染拡大第五波の大きさやそもそも緊急事態宣言が発出されている中でのレクリエーションである大会を開催することが妥当かどうかという判断は極めて難しいと思われます。また、選手の皆様にも感染リスクが高い中での参加は躊躇される方もいらっしゃると思います。そのため当協会と致しましては大会開催自体がイレギュラーな環境下にあることから、初級・ベテラン大会から**緊急事態宣言が発出中に行われる大会を棄権する場合、参加費を返金すること、もしくは徴求しないこととします。**

尚、本来であれば個人的な理由によるものはこれから除くべきですが、確認が困難なため、一律に適用します。しかし、エントリーに際しては従来通り、予備日のダブルエントリーなどはくれぐれもなされないようにお願いします。

協会としましてはこのような環境下でも多くの方が大会開催を望まれていると思われることから、当日のルールと合わせての特別措置となりますのでご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上